

岩手県告示第49号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成20年1月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

施術者の氏名	施術者の開設する施術所		指定年月日
	名 称	所在地	
田澤 元樹	盛岡南整骨院	盛岡市津志田二丁目4番23号	平成19年10月30日